

# こども 誰 ても

坂井市

## 通園制度 手続き 手順

### ① 利用者申請

市HPの申請フォーム  
または市窓口で申請書提出  
(令和7年8月～)

利用者⇒市

### ② 利用者の審査

審査に問題なければ  
利用承認通知を自宅に発送  
(申請後、約1週間)

市⇒利用者

### ③ 初回面談の申し込み

利用を希望する施設に  
電話で面談の予約を行う

利用者⇒施設(園)

### ④ 初回面談

利用を希望する施設と  
初回面談を行う

利用者⇒施設(園)

⑤ 初回利用予約

受け入れ確定後に  
面談時あるいは後日、電話で利用予約  
(令和7年9月1日～)

利用者⇒施設(園)



⑥ 2回目以降予約

利用日の**7**日前までに電話にて予約

利用者⇒施設(園)